

関係各位

京都府病虫害防除所長
(公 印 省 略)

**植物防疫法第 29 条第 1 項に基づく措置（たけのこのシナチクノメイガに
対する防除）について**

令和 6 年 10 月 1 日に発表した「発生予察特殊報第 5 号」について、令和 7 年 1 月 7 日現在、シナチクノメイガに登録のある農薬はありませんが、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 29 条第 1 項に基づき都道府県の行う防疫措置として、タケ類（たけのこを収穫するもの）のシナチクノメイガに対する防除には、当面の間、下の表に記載された農薬を使用することができます。購入した農薬の登録内容（適用病虫害以外の希釈倍数、使用液量、使用回数等）を遵守することで、出荷停止等、流通に支障が生じることはありません。

なお、植物防疫法第 29 条第 1 項に基づく措置が終了した際には、文書及び京都府病虫害防除所のホームページ等でお知らせするので、最新の情報を確認してください。

表 植物防疫法第 29 条第 1 項に基づきシナチクノメイガに使用できる防除薬剤

農薬名	作物名	適用病虫害	希釈倍数	使用液量	使用時期	使用回数	使用方法
エスマルク DF (登録番号第 19885 号)	野菜類	コナガ	1,000～ 2,000 倍	100～300 リットル/10a	発生初期 但し、収穫前日 まで	—	散布

注) 上記薬剤の登録内容は令和 7 年 1 月 7 日時点

シナチクノメイガには、発生初期に薬剤散布を実施する。

なお、希釈倍数、使用液量、使用時期、使用回数、使用方法は、野菜類の「コナガ」に対する登録内容に準ずる。

また、上記の農薬の使用にあたっては、通常の農薬の使用時と同様に、農薬を使用した年月日、農薬を使用した場所、農薬の希釈倍数等について帳簿に記載すること。

参考

植物防疫法第 29 条第 1 項

有害動物又は有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、都道府県は、植物を検疫し、又は有害動物若しくは有害植物の防除に関し必要な措置をとることができる。